

(仮訳)

中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制の実施時期の変更点（要約）		
	2013年9月の枠組み	2015年3月の改訂
当初証拠金		
中央清算されないデリバティブ取引の想定元本の月末平均が、下記の金額を超えるグループに属する対象主体		
3兆ユーロ	2015年12月1日から 2016年11月30日 (2015年6、7、8月の想定元本の平均に基づく)	2016年9月1日から2017年8月31日 (2016年3、4、5月の想定元本の平均に基づく)
2.25兆ユーロ	2016年12月1日から 2017年11月30日 (2016年6、7、8月の想定元本の平均に基づく)	2017年9月1日から2018年8月31日 (2017年3、4、5月の想定元本の平均に基づく)
1.5兆ユーロ	2017年12月1日から 2018年11月30日 (2017年6、7、8月の想定元本の平均に基づく)	2018年9月1日から2019年8月31日 (2018年3、4、5月の想定元本の平均に基づく)
0.75兆ユーロ	2018年12月1日から 2019年11月30日 (2018年6、7、8月の想定元本の平均に基づく)	2019年9月1日から2020年8月31日 (2019年3、4、5月の想定元本の平均に基づく)
中央清算されないデリバティブ取引の想定元本の月末平均が、80億ユーロを超えるグループに属する対象主体	2019年12月1日以降 (当該年の6、7、8月の想定元本の平均に基づく)	2020年9月1日以降 (当該年の3、4、5月の想定元本の平均に基づく)
変動証拠金		
中央清算されないデリバティブ取引の想定元本の月末平均が、3兆ユーロを超えるグループに属する対象主体	2015年12月1日	2016年9月1日
その他の全ての対象主体		2017年3月1日